

水害時における一時避難場所としての使用に関する協定書

向日市（以下「甲」という。）とアンダーツリー株式会社（以下「乙」という。）は、水害が発生した場合又は発生するおそれがある場合（以下、「水害時」という。）において、甲が乙の所有する施設を一時避難場所として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、水害時に避難が必要になった者に対し、市が次条に規定する施設を一時避難場所として利用することについて、必要な事項を定めるものとする。

（使用施設）

第2条 乙は、次に掲げる施設を一時避難場所（以下、「避難場所」という。）として、甲に使用させるものとする。

（1）所 在 地 向日市上植野町尻引1番1号

（2）所 有 者 アンダーツリー株式会社

（3）施 設 名 称 キコーナ京都向日店

（4）受 入 場 所 立体駐車場（鉄骨造 5階建）

（5）受入可能人数 約2,272名（1台当たり4名乗車計算）車両568台

（使用の期間）

第3条 避難場所としての使用期間は甲が避難情報を発令したときから解除するまでの期間とする。

（使用料等）

第4条 避難場所の使用料は、無料とする。

（施設破損時の対応）

第5条 施設が避難場所として使用された場合の施設の破損・汚損について、甲は原状に回復する義務を負う。ただし、地震、洪水等の災害により生じた部分の破損等についてはこの限りではない。

（使用中の事故に対する責任）

第6条 乙は、施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

（施設の廃止又は変更等の届出）

第7条 乙は、施設を廃止し、又は改築その他の事由により避難場所の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に届出を行い、必要に応じて甲乙が協議し、協定内容を変更する。

（有効期限）

第8条 この協定の締結期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、有効期間終了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長され、以後同様とする。

（その他）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和3年2月5日

甲 京都府向日市寺戸町中野20番地

向日市長

乙 大阪市西区西本町一丁目2番8号

アンダーツリー株式会社

代表取締役